

【住宅用途への活用】

未利用の府営住宅の空室を有効活用して、地域の多様な住宅の需要への対応に取り組んでいます。

4. 地域の多様な住宅対応活用

① 府営池田伏尾台住宅（介護研修生寮）

幅広い介護人材の確保を図るため、「介護研修生寮」として活用。

住戸概要

- ・所在地：池田市伏尾台2丁目
- ・使用者：学校法人ポプラ学園
- ・使用期間：平成31年4月～
- ・使用住戸： 3戸（4DK・73.07㎡）
12戸（3DK・63.65㎡、64.31㎡）

事業概要

- ・1室に約2～3名の介護福祉士をめざす介護研修生（主に事業者が運営する介護福祉士養成校に通う学生）が入居し、自治会行事等の地域活動へ参加
- ・家電等の生活に必要な設備については事業者が設置
- ・府営住宅に隣接する旧池田市立伏尾台小学校の施設を使用し、介護福祉士を養成する学校を運営
- ・学校周辺に介護研修生の寮を確保する必要がある中で、府営住宅が近隣に位置していたことから、実現に至った。

隣接する介護福祉士養成校での授業風景



写真提供：学校法人ポプラ学園



室内

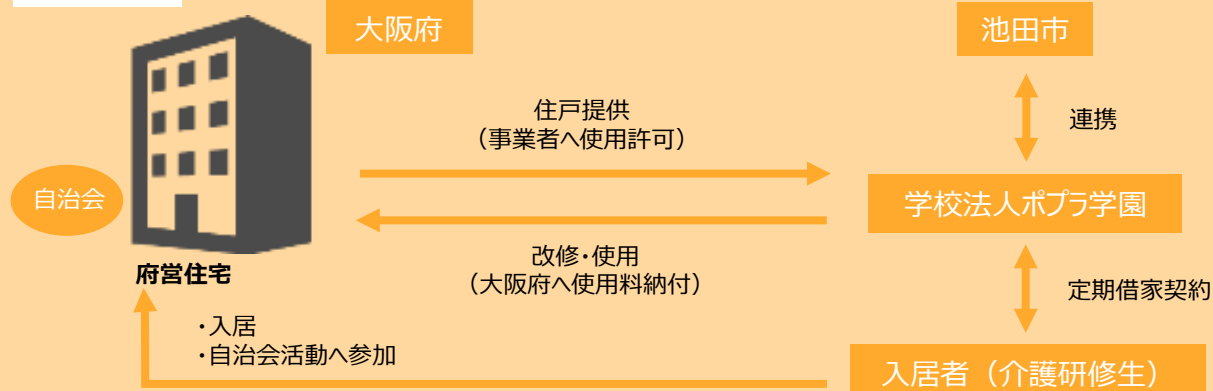


室内



活動風景

スキーム



② 府営清滝住宅（若者の職業的自立モデル事業）

居住支援法人である事業者が、失業状態や不安定な就業状況にある若者等の安定就職と自立支援を行うために、支援対象者の一時的な住居や交流拠点として、用途廃止予定のある府営住宅の空室を活用。

住戸概要

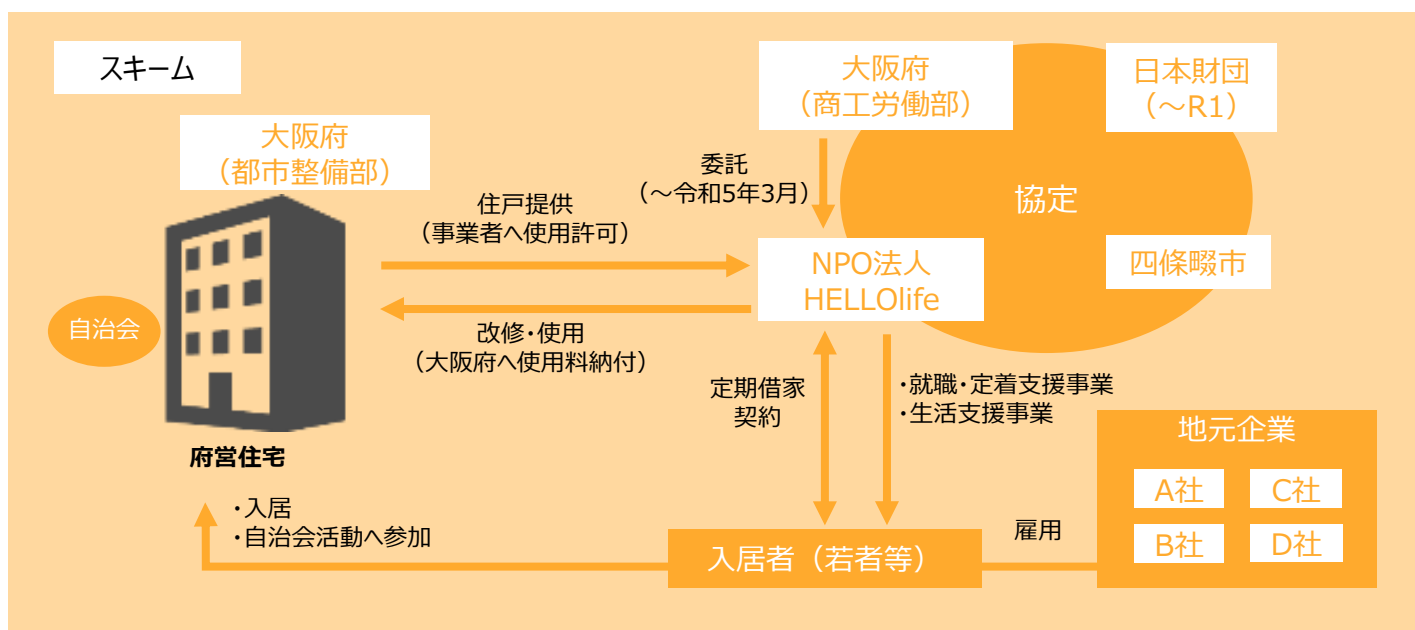
- ・所在地：四條畷市清滝新町
- ・使用者：NPO法人 HELLOlife（ハローライフ）
- ・使用期間：平成29年4月～令和6年3月
- ・使用住戸：16戸（3K・58.38㎡）、14戸（2K・39.08㎡）
※3Kのうち2戸はコミュニティスペースとして活用
※用途廃止予定のある住戸を撤去までの期間限定で活用することを条件

事業概要

- ・大阪府（商工労働部）、四條畷市、NPO法人HELLO life、（公財）日本財団の四者で協定を締結。（（公財）日本財団は令和元年まで参画。）
- ・若者等（15歳から49歳）に協力企業への就職マッチングの機会を創出し、就職が決まった者に住居（府営住宅）を提供。（住居費等について、一定の本人負担あり。入居者がDIYで部屋づくりを行う。）
- ・若者等は、企業に勤務しながら自治会活動に参加し、交流を通じてコミュニケーション能力を養うとともに、NPO法人のサポートにより職場への定着と自立をめざす。

【各者の主な役割】

大阪府（商工労働部）…既存施策を活用した就業支援
四條畷市…地域における若者・企業への継続的な支援協力、若者ニーズ把握等の調査の協力
事業者…若者等の生活支援、就職・定着支援
大阪府（都市整備部）…府営住宅の提供（事業者への使用許可）
日本財団…住宅の改装や若者への就職・生活支援に係る資金的支援



③ 茨木市内の府営住宅（課題を抱える若者向けシェアハウス）

「課題を抱える若者向けシェアハウス」として活用。

茨木市・事業者との連携、地域住民の理解のもと実現。

住戸概要

- ・所在地：茨木市内
- ・使用者：シェアリンク茨木
(共同使用者:株式会社アドミリ、株式会社エスパス)
- ・使用期間：令和3年8月～
- ・使用住戸：7戸（3LDK・71.94㎡）
※各室に鍵を設置し個室化を図ることで
プライベート空間も確保
※うち1戸はコミュニティスペースとして活用

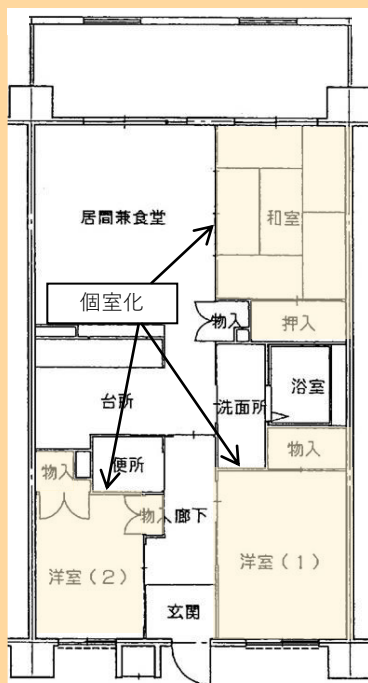
事業概要

- ・入居対象者は、児童養護施設退所者やシングルマザー、家庭内不和等の状態にある学生など、住戸の確保に困難を抱える若者
- ・入居対象者は様々な課題を抱えることが想定されるため、保証人不要・家具家電付きの状態を提供
- ・安心して暮らせる場を提供することで、次の生活へ向けた準備を支援
- ・コミュニティスペースでは、利用者がいつでも思いを打ち明けることができ、自由に過ごすことが出来る拠点として活用
- ・小学生の学習と居場所のサポートをする取組や、地域の方との交流を図るお茶会等を実施



シェアハウスの室内

間取り



リビング



浴室



洋室



台所

④ 八尾市内の府営住宅（課題を抱える児童養護施設退所者向けシェアハウス）

居住支援法人である事業者が、「課題を抱える児童養護施設退所者向けシェアハウス」として活用。
八尾市・事業者との連携、地域住民の理解のもと実現。

住戸概要

- ・所在地：八尾市内
- ・使用者：日本商運株式会社
- ・使用期間：令和5年3月～
- ・使用住戸：4戸（3LDK・60.89㎡）
※各室に鍵を設置し個室化を図ることで
プライベート空間を確保

事業概要

- ・入居対象者は、児童養護施設退所者や生活に困難を抱える若者
- ・入居対象者は様々な課題を抱えることが想定されるため、保証人不要・家具家電付きの状態、安心して暮らせる場を提供
- ・入居者は、清掃活動等の自治会活動に参加
- ・入居者への支援として、使用者が加入する協力雇用主会の各企業への就職斡旋や、自立に向けた金銭管理のサポートを実施



⑤ 府営岸和田土生住宅、府営岸和田春木住宅（住宅困窮者向け自立支援住戸）

居住支援法人である事業者が、「住宅困窮者向け自立支援住戸」として活用。
岸和田市・事業者との連携、地域住民の理解のもと実現。

住戸概要

- ・所在地：岸和田市土生町5丁目、岸和田市吉井町1丁目
- ・使用者：社会福祉法人 岸和田市社会福祉協議会
- ・使用期間：令和6年8月～
- ・使用住戸：岸和田土生住宅 2戸（2K・45.26㎡）
岸和田春木住宅 1戸（3DK・61.36㎡）

事業概要

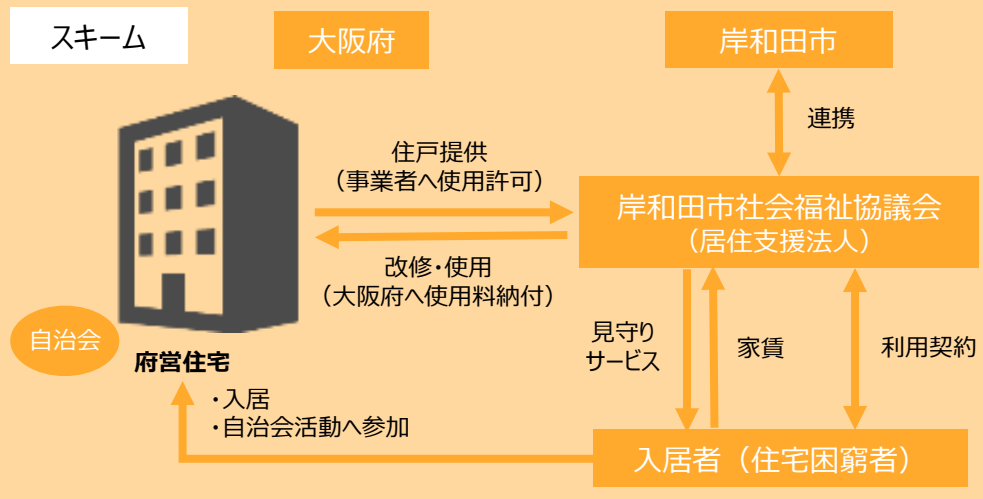
- ・入居対象者は、家族不和等による母子世帯や見守りが必要な高齢者世帯、単身の生活困窮者
- ・入居対象者は様々な課題を抱える方が入居することが想定されるため、保証人不要で、長期的及び一時的な生活の場を提供
- ・長期的な利用が見込まれる入居者は、定期清掃等の自治会活動に参加
- ・入居者への支援として、市内の福祉関係機関と連携した見守りや、市社協の日常生活自立支援事業に繋ぐほか、就労支援や家計改善支援で定期面談を行う等、各世帯の状況に応じた支援を実施



<居住支援法人とは>

居住支援法人とは、住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を養育する者、その他住宅の確保に特に配慮を要する者）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、住宅確保要配慮者に対し家賃債務保証の提供、賃貸住宅への入居に係る住宅情報の提供・相談、見守りなどの生活支援等を実施する法人として都道府県が指定するものです。

スキーム



⑥ 府営岬深日住宅（お試し居住用住戸）

岬町が移住・定住促進のために実施する「岬町定住促進プロジェクト」の一環として、府営住宅の空室を活用。

住戸概要

- ・所在地：泉南郡岬町深日
- ・使用者：岬町
- ・使用期間：平成30年6月～令和6年3月
- ・使用住戸：1戸（3LDK・65.47㎡）

事業概要

- ・岬町が使用住戸を借り上げ、移住希望者に対して一定期間、岬町での生活を体験できる機会を無償で提供

<対象者>

- ・岬町以外に住所を有し、かつ岬町への移住を希望している者（転勤又は婚姻による転入予定者を除く）
- ・申請時点で満20歳以上45歳未満の者 等



5. 他の公共事業への協力

他の事業主体と取組の方向性等について情報の共有を図り、入居者の移転の円滑化などに資する取組を進めています。

① 府営摂津正雀住宅（市街地再開発事業の仮移転先住戸）

摂津市が取り組む再開発事業により、移転先の確保が困難な区域内居住者に対して、一時的な仮移転先住戸として、府営住宅の空室を活用。

住戸概要

- ・所在地：摂津市正雀本町1丁目
- ・使用者：摂津市
- ・使用期間：令和4年11月～
- ・使用住戸：1戸（3LDK・68.97㎡）

事業概要

- ・摂津市が取り組む「千里丘駅西地区第一種市街地再開発事業」において、居住者が円滑に移転していただけるよう、一時的な仮移転先住戸として府営住宅の空室を提供。

